

要介護 1・2	要介護 3・4・5
10,760 円	13,980 円

特別地域居宅介護支援加算	15%加算/月	厚生労働大臣が定める地域（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 24 号）に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合		
初回加算	3,000 円/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合		
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000 円/月	入院後 3 日以内に情報提供を行った場合		
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000 円/月	入院後 7 日以内に情報提供を行った場合		
退院・退所加算		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 1 回	4,500 円	6,000 円	
	連携 2 回	6,000 円	7,500 円	
	連携 3 回	×	9,000 円	
通院時情報連携加算	500 円/月	利用者様が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者様に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/月	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に 2 回限度）		
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月	24 時間連絡がとれる体制を確保し、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者又はその家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施し、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合		